

農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

農地法第52条に基づき賃借料情報の提供を下記のとおり行うこととする。

記

市川市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

令和8年3月10日

市川市農業委員会

(年額)

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	18,500円	19,800円	18,100円	4	
畑	30,100円	60,500円	5,000円	22	
樹園地	55,500円	71,500円	25,300円	13	

- ※1 市街化区域内農地は除く。ただし、生産緑地地区は含む。
- ※2 データ数は、集計に用いた件数である。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。